

第4節 大気汚染の常時監視と緊急時の措置

第1 大気汚染状況の常時監視

1 テレメーターシステムによる大気汚染測定局の設置状況

昭和43年9月、公害監視センターの発足以来、大気汚染の常時監視業務は、大気汚染監視システムにより迅速かつ的確に実施するように努めている。

オンラインシステムによる常時監視網は、昭和55年度末現在44局（気象要素のみを観測する測定局及び大気汚染測定車を含む。）で、うち大阪府所管分は36局、大阪市、堺市及び岬町所管分は8局である（表3-2-11）。

各測定局における測定は、すべて自動測定機器によって行われ、データはテレメーターシステムにより、10分ごとに公害監視センターの大気汚染監視室のコンピューターに入力され、ここで常時監視のための各種の即時処理が行われている。

なお、テレメーターシステム全体の精度を常に正常な状態に維持するためには、非常に高度の技術を要するため、各測定局の端末測定機器について少なくとも週1回巡回し、点検整備を実施している。

また、汚染の広域化に対処するため、昭和46年11月、兵庫県との間に阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱を、更に、昭和49年12月、和歌山県との間に阪和広域大気汚染対策実施要綱を制定し、データ交換装置により、それぞれの測定局の二酸化硫黄、浮遊粉じん、一酸化窒素、二酸化窒素、オキシダント、一酸化炭素、風向、風速、日射量及び温度に係るデータを自動的に送受している（図3-2-1）。

表3-2-11 大気汚染監視網

(1) 大気汚染測定局

(昭和56年3月31日現在)

所管	測定局	所在地	設年	二酸化炭素	浮遊じん	一酸化炭素	一酸化窒素	二酸化窒素	オゾン	全水素	非メタン	風向	風速	湿度	日射量	交通量	用地用途	
大阪府	1	吹田保健所	吹田市	42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	2	守口保健所	守口市	42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	3	公害監視センター	大阪市	43	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	準工
	4	布施保健所	東大阪市	42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近商
	5	八尾保健所	八尾市	40	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	6	府立大学	堺市	42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	第2住
	7	泉大津保健所	泉大津市	40	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近商
	8	豊中市南消防署	豊中市	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	準工
	9	茨木市役所	茨木市	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	商
	10	寝屋川市役所	寝屋川市	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	11	東大阪市東支所	東大阪市	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近商
	12	高石中学校	高石市	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	第2住
	13	八尾市立病院	八尾市	45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	14	淀川工業高校	守口市	45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	15	豊中市役所	豊中市	46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近商
	16	松原市役所	松原市	46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	17	淀屋橋	大阪市	45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	商
	18	国府小学校	和泉市	46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	19	高槻市役所	高槻市	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	20	摂津市役所	摂津市	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	準工
	21	枚方市役所	枚方市	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	商
	22	富田林市消防署	富田林市	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	23	泉南府民センター	岸和田市	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	24	泉佐野保健所	泉佐野市	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	準工
	25	池田市役所	池田市	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	近商
	26	大東市役所	大東市	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	第2住
	27	藤井寺市役所	藤井寺市	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	28	長野小学校	河内長野市	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	29	府立修徳学院	柏原市	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	調
	30	貝塚市消防署	貝塚市	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	31	泉南市役所	泉南市	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	32	王仁公園	枚方市	50	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	調
	33	島本町役場	島本町	50	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	住
	34	新日本製鉄	堺市	45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	工
35	淀川中学校	大阪市	41	○	○				○			●	●				住	
36	扇町中学校	"	48	○	○							●	●				商	
37	此花区役所	"	42	○	○				○			●	●	●	●		商	
38	平尾小学校	"	40	○	○							●	●	●	●		住	
39	摂陽中学校	"	43	○	○				○			●	●	●	●		住	
40	少林寺小学校	堺市	38	○	○				○			●	●	●	●		第2住	
41	浜寺中学校	"	38	○	○				○			●	●	●	●		第2住	
岬町	岬町役場	岬町	48	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	第2住	
大阪府所管		34局		31	32	23	32	32	30	14	3	41	41	26	26	15	13	
市町所管		8局		8	8	1	1	1	6	0	0	0	0	1	1	0	1	
合計		42局		39	40	24	33	33	36	14	3	41	41	27	27	15	14	

(注) 1 ●印(大阪府所管)及び○印(市町所管)は、府公害監視センターのテレメーターに接続されている測定機を示す。

2 「用途地域」の区分は都市計画法第2章の規定により定められた区分によったもので、「第1住」は第1種住居専用地域、「第2住」は第2種住居専用地域、「住」は住居地域、「近商」は近隣商業地域、「商」は商業地域、「準工」は準工業地域、「工」は工業地域、「無指定」は用途地域の指定のない地域、「調」は市街化調整区域を示す(表3-2-12について同じ)。

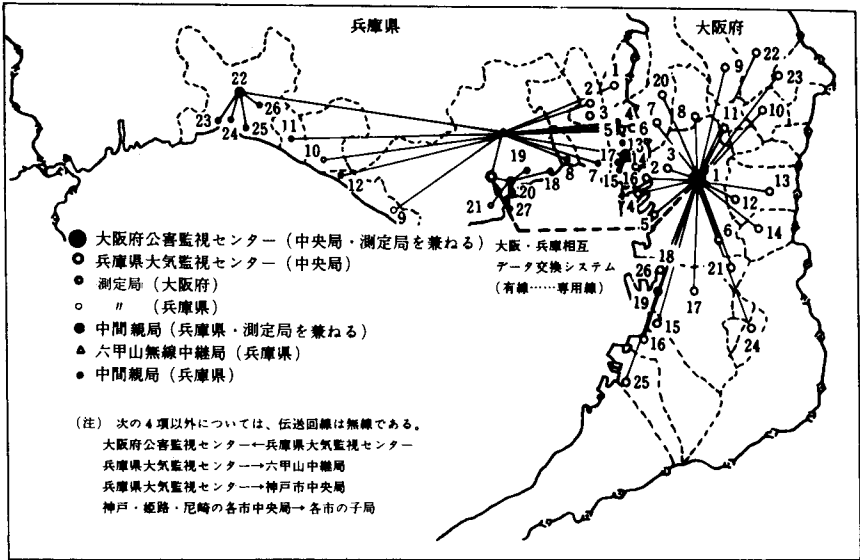
(2) 大気汚染測定車

(昭和56年3月31日現在)

所管	号	車	設年 置度	二硫 化黄	浮粉 じん	炭 化素	一窒 化素	二窒 化素	オキ シド	全炭 化素	非炭 化素	風 向	風 速	温 度	湿 度	日射 量	交通 量	オゾ ン
大阪府	第 1 号 車		42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
	光化学スモッグ移動観測車		49				●	●		●		●	●					

図3-2-1 広域大気汚染監視網

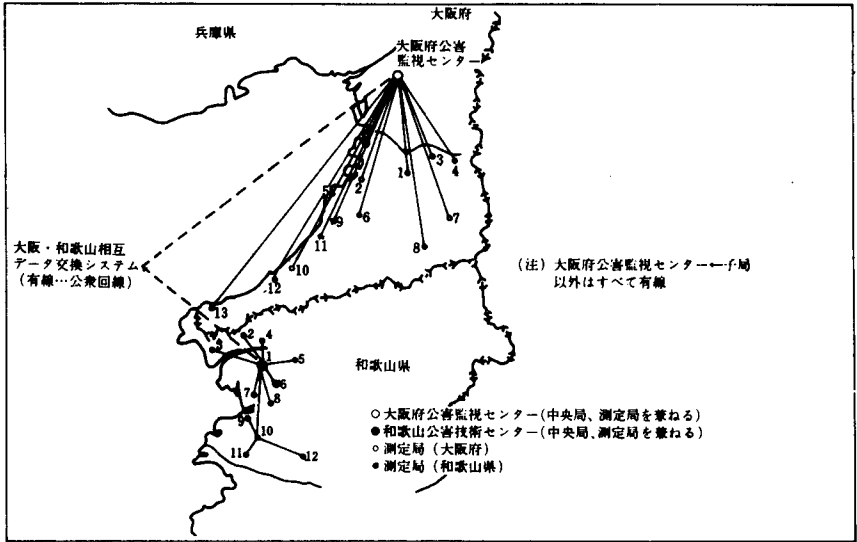
(1) 阪神広域大気汚染監視網



(注) 図の番号は下表の測定局を示す。

大阪府 測定局						兵庫県 測定局					
番号	測定局	備考	番号	測定局	備考	番号	測定局	番号	測定局	番号	測定局
1	公害監視センター	府設	15	高石中学校	"	1	川西市	15	尼崎市南部		
2	淀中学校	一部府設	16	泉大津保健所	府設	2	宝塚市	16	尼崎市東部		
3	扇町中学校	"	17	府立大学	"	3	宝塚市自排	17	尼崎市西部		
4	此花区役所	"	18	少林寺小学校	一部府設	4	伊丹市	18	神戸市東灘		
5	平尾小学校	"	19	浜寺中学校	"	5	伊丹市役所	19	神戸市灘		
6	摂陽中学校	"	20	豊中市役所	府設	6	伊丹市自排	20	神戸市葦合		
7	豊中市南消防署	府設	21	松原市役所	"	7	西宮市	21	神戸市長田		
8	吹田保健所	"	22	高槻市役所	"	8	芦屋市	22	姫路市役所		
9	茨木市役所	"	23	枚方市役所	"	9	明石市	23	姫路市西		
10	寝屋川市役所	"	24	富田林市消防署	"	10	加古川市	24	姫路市飾磨		
11	守口保健所	"	25	泉南府民センター	"	11	高砂市	25	姫路市白浜		
12	布施保健所	"	26	新日本製鉄	"	12	播磨町	26	姫路市東		
13	東大阪市東支所					13	尼崎市北部	27	神戸ポートタワー		
14	八尾保健所					14	尼崎市中部				

(2) 阪和広域大気汚染監視網



(注) 図の番号は下表の測定局を示す。

大阪府測定局			和歌山県測定局	
番号	測定局	備考	番号	測定局
1	府立大学	府設	1	公害技術センター
2	高石中学校	〃	2	血液センター
3	松原市役所	〃	3	西保健所
4	藤井寺市役所	〃	4	野崎小学校
5	泉大津保健所	〃	5	中ノ島小学校
6	国府小学校	〃	6	東消防署
7	富田林市消防署	〃	7	高松小学校
8	長野小学校	〃	8	名草山
9	泉南府民センター	〃	9	黒江小学校
10	泉佐野保健所	〃	10	海南市役所
11	貝塚市消防署	〃	11	内海小学校
12	泉南市役所	〃	12	巽小学校
13	岬町役場	町設		

2 府下市町村における大気汚染測定局の設置状況

府下市町村のうち、大阪市をはじめ、23市町においても、気象条件、発生源の状況等その地域の特性に応じ、環境測定を行うため独自に測定局を設置している（表3-2-12）。

市町村の所管する測定局の設置状況は、大阪市28局、堺市13局、豊中市3局、吹田市3局、東大阪市1局、その他の市町村においては岬町の8局のほか17市町26局の合計82局となっている。このうちテレメーターシステムによって公害監視センターと直結されているのは、大阪市の5局、堺市の2局、岬町の1局である。

また、常設の測定局を補完して、随時、必要な地点において環境測定が行えるよう、東大阪市ほか14市においては大気汚染測定車を総数15台設備して、測定の適正を期している。

公害監視センターにおいては、緊急時の措置等に利用するため、必要に応じ、これら測定局における測定データの報告を求めている。

府及び市町村の測定局の設置状況は、図3-2-2のとおりである。

表3-2-12 府下市町村大気汚染測定局等設置状況

(1) 大気汚染測定局

(昭和56年3月31日現在)

市町村名	測定局	設年 年度	二 硫 化 硫 黄	浮 粉 じ 遊 ん	一 炭 化 素	一 窒 化 素	二 窒 化 素	オ ゾ ン	全 水 化 素	非 炭 水 素 化 学 物 質	風 向	風 速	温 度	湿 度	日 射 量	雨 量	交 通 量	用 途 域
大 阪 市	1 淀 中 学 校	41	●	●		●	●	●			○	○						住
	2 扇 町 中 学 校	48	●	●		●	●				○	○						商
	3 此 花 区 役 所	42	●	●		●	●	●	●		○	○	○	○				住
	4 平 尾 小 学 校	40	●	●		●	●				○	○	○	○				住
	5 摂 陽 中 学 校	43	●	●		●	●	●		●	○	○	○	○				住
	6 淀 川 区 役 所	40	●	●		●	●	●		●	●							商
	7 勝 山 中 学 校	42	●	●		●	●	●			●	●						住
	8 大 宮 中 学 校	42	●	●		●	●	●			●	●						住
	9 聖 賢 中 学 校	41	●	●		●	●	●			●	●						住
	10 南 稜 中 学 校	42	●	●		●	●	●	●	●	●	●						第2住
	11 今 宮 中 学 校	42	●	●		●	●	●			●	●						商
	12 堀 江 小 学 校	49	●	●		●	●	●			●	●						商
	13 難 波 中 学 校	49							●									住
	14 大 阪 タ ワ	43									●	●	●					商
	15 茨 田 北 小 学 校	48							●									住
	16 梅 田 新 道	41		●	●	●	●			●								商
	17 出 来 島 小 学 校	44	●	●	●	●	●			●								住
	18 北 粉 浜 小 学 校	43		●	●	●	●			●								住
	19 杭 全 町 交 差 点	45		●	●	●	●											準工
	20 新 森 小 路 小 学 校	45		●	●	●	●											住
	21 海 老 江 西 小 学 校	45	●	●	●	●	●			●								準工
	22 今 里 交 差 点	46		●	●	●	●											商
	23 心 齋 橋	46			●													商
	24 上 新 庄 交 差 点	47				●	●											住
	25 茨 田 中 学 校	47			●	●	●											住
	26 阿 倍 野 橋 交 差 点	48			●													商
	27 住 之 江 交 差 点	47				●	●											住
	28 長 居 小 学 校	48				●	●											住
堺 市	1 少 林 寺 小 学 校	38	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●					第2住
	2 浜 寺 中 学 校	38	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●					第2住
	3 土 居 川 公 園	49			●	●	●											第2住
	4 錦 小 学 校	38	●	●							●	●						第2住
	5 浜 寺 公 園	42	●	●							●	●						無指定
	6 石 津 小 学 校	39	●	●					●		●	●						第2住
	7 金 岡 小 学 校	40	●	●		●	●	●			●	●	●	●				第2住
	8 三 宝 小 学 校	45	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●				住
	9 若 松 台 中 学 校	46	●	●		●	●	●			●	●						第2住
	10 登 美 丘 西 小 学 校	46	●	●					●		●	●						第1住
	11 堺 市 役 所	45	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●				商
	12 安 井 町	46			●													商
	13 大 浜 交 差 点	46			●													住

市町村名	測定局	設年 置度	二硫	浮粉	一炭	一窒	二窒	オタ	全水	非炭	風	温	湿	日射	雨	交	用			
			酸	じん	酸	酸	酸	キ	素	化水	向	度	度	量	量	通	途			
豊中市	1 豊中市野田センター	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住			
	2 千成小学校	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				準工			
	3 千里	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				商			
吹田市	1 吹田市西消防署	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住			
	2 吹田市西消防署千里出張所	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				近商			
	3 吹田市北消防署	53	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				第2住			
校方市	1 北部市民センター	50	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					第2住			
交野市	1 交野市役所	49				●	●	●	●	●	●	●	●				第2住			
守口市	1 市民球場	49						●									住			
門真市	1 門真市役所	55				●	●	●	●	●	●	●	●				住			
東大阪市	1 東大阪市公害監視センター	50	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				商			
	1 柏原市役所	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住			
	2 公民館	47									●	●					住			
高石市	3 柏原市国分合同会館	48									●	●					近商			
	1 高石市公害監視センター	41	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				近商			
	2 高陽小学校	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				第2住			
	3 取石小学校	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				第2住			
藤井寺市	4 羽衣学園	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				第2住			
	1 学校給食センター	49	●					●			●	●					準工			
	1 泉南市役所	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住			
	1 泉佐野市役所	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住			
松原市	1 大堀給食センター	51	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					準工			
狭山町	1 狭山町役場	48						●			●	●	●				住			
和泉市	1 信太中学校	47	●	●							●	●	●				第2住			
	2 幸小学校	47				●	●	●	●	●	●	●	●				住			
	3 石尾中学校	47	●														第2住			
泉大津市	1 泉大津市役所	46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				準工			
貝塚市	1 貝塚市役所	47	●	●							●	●					住			
	1 新条小学校	48						●									第2住			
岸和田市	2 岸和田市役所	46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				近商			
	3 久米田中学校	49						●									第2住			
	1 島本町役場	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住			
熊取町	1 熊取町役場	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住			
	1 岬町役場	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				第2住			
	2 孝子小学校	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				● 無指定			
	3 淡輪小学校	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住			
	4 岬中学校	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住			
	5 多奈川小学校	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住			
	6 小島児童公園	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住			
	7 東畑	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				調			
8 西畑	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				調				
大	阪	市	28	14	19	10	23	23	12	6	2	8	8	8	1	0	0	0		
大	塚	市	13	10	10	4	7	7	8	3	3	10	10	5	5	0	0	0		
高	石	市	4	4	4	1	4	4	4	3	1	4	4	1	1	1	0	0		
岬	町	8	8	8	2	8	8	4	0	0	8	8	1	1	0	0	2			
そ	の	他	の	町	29	20	17	7	16	16	21	6	0	23	23	13	13	5	3	0
合	計	82	56	58	24	58	58	49	18	6	53	53	28	20	6	3	2			

(注) ●印は市町所管の、○印は大府所管の測定機を示す。

(2) 大気汚染測定車

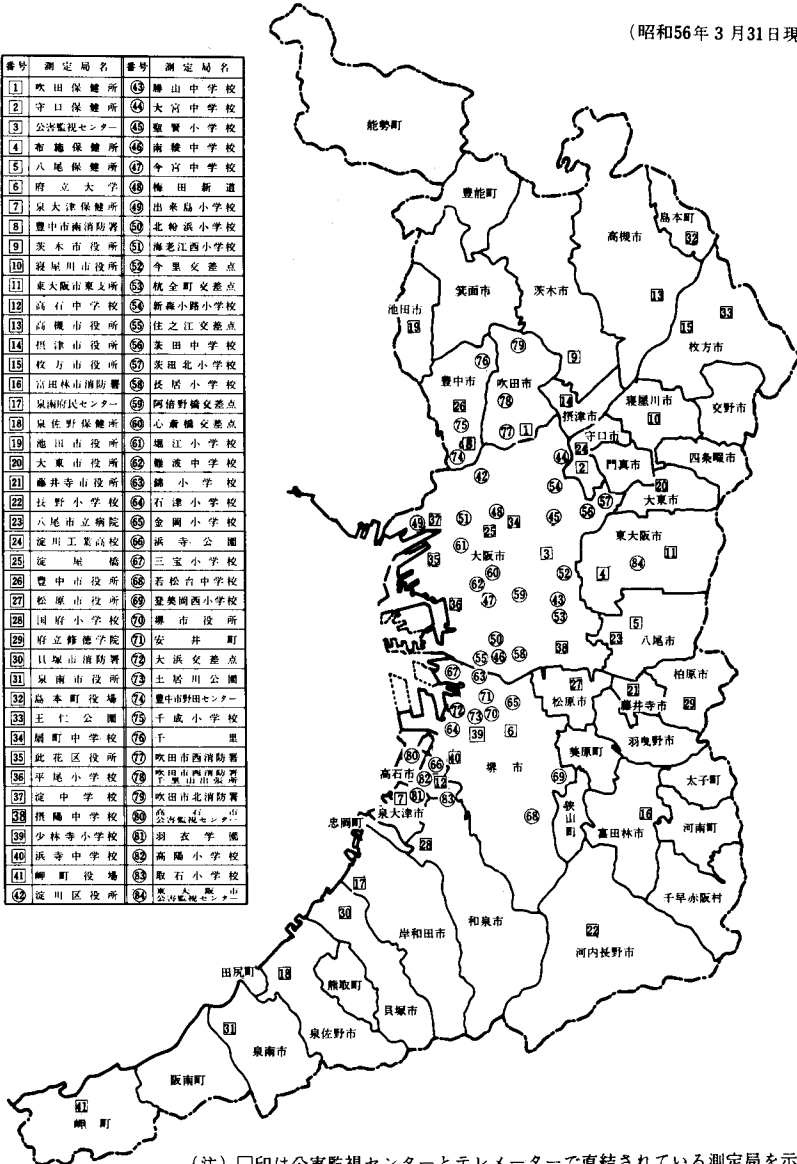
(昭和56年3月31日現在)

市 町 名	台 数	設年 置度	二硫 酸化黄	浮粉 じ遊ん	一炭 酸化素	一窒 酸化素	二窒 酸化素	オクシ ダント	全炭 化素	水 炭化素	非メ タン	炭化 水素	風 向	風 速	温 度	湿 度	日射 量	交通 量
東 大 阪 市	2	46	●	●		●	●						●	●	●	●		
		49			●	●	●							●	●			
豊 中 市	1	45	●	●	●	●	●	●					●	●				
吹 田 市	1	47	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●		
池 田 市	1	47	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●		
泉大津市	1	48				●	●	●					●	●				
高 槻 市	1	48	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●		
守 口 市	1	47	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●		●
枚 方 市	1	47	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●		
茨 木 市	1	45	●	●	●	●	●	●	●				●	●				
八 尾 市	1	47	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●		
寝屋川市	1	48	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●		
大 東 市	1	49	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●		
門 真 市	1	49	●	●	●				●									
和 泉 市	1	48	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	
合 計		15台	13	13	13	14	14	12	7	0			14	14	10	10	1	1

図3-2-2 大気汚染測定局現況図

(昭和56年3月31日現在)

番号	測定局名	番号	測定局名
1	吹田保健所	13	藤山中学校
2	守口保健所	14	大宮中学校
3	公害監視センター	15	豊野小学校
4	布施保健所	16	南陵中学校
5	八尾保健所	17	今宮中学校
6	府立大学	18	梅田新道
7	京大津保健所	19	出着島小学校
8	豊中市南消防署	20	北船浜小学校
9	茨木市役所	21	海老江西小学校
10	深屋川市役所	22	今里交差点
11	東大阪山東支所	23	枕金町交差点
12	高石中学校	24	新森小路小学校
13	高槻市役所	25	住之江交差点
14	摂津市役所	26	基田中学校
15	枚方市役所	27	茨田北小学校
16	富田林市消防署	28	成居小学校
17	泉南府民センター	29	阿倍野橋交差点
18	泉住野保健所	30	心斎橋交差点
19	池田市役所	31	堀江小学校
20	大東市役所	32	豊波中学校
21	藤井寺市役所	33	錦小学校
22	長野小学校	34	石津小学校
23	八尾市立病院	35	金剛小学校
24	淀川工業高校	36	浜寺公園
25	淀川橋	37	三宅小学校
26	豊中市役所	38	若松台中学校
27	松原市役所	39	登美園西小学校
28	国府小学校	40	堺市役所
29	府立修徳学院	41	安井町
30	貝塚市消防署	42	大浜交差点
31	泉南市役所	43	土居川公園
32	島本町役場	44	豊中市野田センター
33	王仁公園	45	千成小学校
34	藤町中学校	46	千
35	此花区役所	47	吹田市西消防署
36	平尾小学校	48	吹田市西消防署
37	淀中学校	49	吹田市北消防署
38	摂陽中学校	50	公害監視センター
39	少林寺小学校	51	羽衣字橋
40	浜寺中学校	52	高尾小学校
41	柳町役場	53	取石小学校
42	淀川区役所	54	泉大塚山



(注) □印は公害監視センターとテレメーターで直結されている測定局を示す。

第2 大規模発生源の常時監視

府域の大規模発生源工場における大気汚染物質の排出状況を監視するため、府下44工場に発生源テレメーター装置が設置されており、それらと公害監視センターとを無線回線で直結した、いわゆる発生源常時監視システムにより、汚染物質排出量の常時監視を行った(表3-2-13)。

特に、関西電力株式会社の府下6発電所については、昭和49年5月、同社との間で締結した「多奈川第二発電所の建設に伴う公害等防止協定」に基づきテレメーターによる監視を行ったほか、同協定の履行状況を確認するため関西電力監視班を編成して立入検査・測定を行った(第7節「関西電力発電所に対する規制」参照)。

第3 緊急時の措置

大気汚染防止法第23条及び府公害防止条例第61条に基づき、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある事態を緊急時とし、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素及びオキシダントの5項目について、それぞれの環境濃度が一定基準を超えるおそれがある場合及びその基準を超えた場合には、気象条件等をも考慮して、注意報、警報等を発令して一般に周知させるとともに、府下の主要工場及び自動車の利用者等に対し、それらの汚染物質排出量の減少措置について協力を要請し、又は勧告若しくは命令することになっている。

特に府公害防止条例第60条では大気の汚染が著しくなるおそれがあると認めるときは、その旨を予報するとともに、緊急時に備えて必要な措置をとることについて協力を求めることとしている。

昭和55年度は、オキシダント(光化学スモッグ)の緊急時において情報の伝達を速やかに行うなど適切な措置を講じた(第5節第2「オキシダント(光化学スモッグ)緊急時対策」参照)。

表3-2-13 大気汚染常時監視システム整備工場

(昭和56年3月31日現在)

番号	整 備	工 場	所 在 地
1	関西電力株式会社	三宝発電所	堺市築港八幡町138
2	関西電力株式会社	堺港発電所	堺市築港新町1
3	セントラル硝子株式会社	堺工 場	堺市築港南町6
4	堺共同火力株式会社	堺 共 同 発 電 所	堺市築港八幡町138
5	丸善石油株式会社		堺市築港新町3丁16
6	ダイセル化学工業株式会社	堺 工 場	堺市鉄砲町1
7	ゼネラル石油株式会社	堺 製 油 所	堺市築港浜寺町1
8	信越酢酸ビニル株式会社		堺市築港新町3丁11-1
9	イゲタ鋼板株式会社		堺市出島西町2
10	関西製鋼株式会社		堺市塩浜町5
11	宇部興産株式会社	堺 工 場	堺市築港新町3丁1
12	新日本製鉄株式会社	堺 製 鉄 所	堺市築港八幡町1
13	三井東圧化学株式会社	大阪工業所西工場	高石市高砂1丁目6
14	三井東圧化学株式会社	大阪工業所東工場	高石市高砂1丁目6
15	興亜石油株式会社	大 阪 製 油 所	高石市高砂2丁目1
16	昭和圧延株式会社	堺 工 場	堺市海山町6丁224
17	千代田建材工業株式会社	貝 塚 工 場	貝塚市港16-1
18	朝日麦酒株式会社	吹 田 工 場	吹田市西之庄町1番45号
19	広島硝子工業株式会社	大 阪 工 場	高槻市芝生町1丁目52-2
20	株式会社大和川染工所		堺市遠里小野町1丁3番30号
21	大日本製糖株式会社	堺 工 場	堺市神南辺町5丁152
22	熊西染色工業株式会社		門真市向島町3番35号
23	倉敷紡績株式会社	枚 方 工 場	枚方市新町2丁目1番37号
24	松下電工株式会社	本 社 工 場	門真市大字門真1048
25	ユニオン硝子工業株式会社		枚方市津田4040
26	ダイハツ工業株式会社	池 田 第 二 工 場	池田市ダイハツ町1-1
27	サッポロビール株式会社	大 阪 工 場	茨木市若岩町2番1号
28	東洋クロス株式会社		泉南市樺井1754
29	堺化学工業株式会社	堺 工 場	堺市戎島町5丁1
30	バンドー化学株式会社	南 海 工 場	泉南市男里682の1
31	不二製油株式会社	阪 南 工 場	泉佐野市住吉町1
32	東洋紡績株式会社	守 口 工 場	守口市外島町6
33	新日本硝子株式会社		吹田市西之庄町1番45号
34	ダイキン工業株式会社	淀 川 製 作 所	摂津市大字一津屋700の1
35	日東電気工業株式会社	茨 木 工 場	茨木市下穂積1丁目1番2号
36	オートタイヤ株式会社	泉 大 津 工 場	泉大津市河原町9番1
37	第一製薬株式会社	大 阪 工 場	高槻市明田町4番38号
38	紀州製紙株式会社	大 阪 工 場	吹田市南吹田4丁目20-1
39	大阪染工株式会社		三島郡島本町山崎1
40	岸和田製鋼株式会社		岸和田市臨海町20
41	関西電力株式会社	多 奈 川 発 電 所	泉南郡岬町多奈川谷川3607
42	関西電力株式会社	多 奈 川 第 二 発 電 所	泉南郡岬町多奈川谷川1905の12
43	関西電力株式会社	春 日 出 発 電 所	大阪市比花区北安治川通3-16-1
44	関西電力株式会社	大 阪 発 電 所	大阪市住之江区平林北1-2-65

第5節 光化学スモッグ対策の推進

第1 光化学スモッグ発生の未然防止

1 固定発生源対策（大気清浄化計画の推進）

光化学スモッグの原因物質である窒素酸化物等を中心に排出量の削減を図ることが大気清浄化計画の当面の目標であり、同計画の推進によって平常時における汚染物質排出量の削減を図り、光化学スモッグに係る緊急時の発生を防止することとしている。

固定発生源から排出される窒素酸化物については、大気汚染防止法の排出基準の遵守徹底を図るとともに、大気清浄化計画により大規模発生源工場を重点に平常時から排出量の削減対策を進めてきた（大気清浄化計画の実施状況については第3節参照）。

炭化水素については、府公害防止条例において、一部の炭化水素系物質を悪臭・有害物質として規制しているが、光化学スモッグ対策の観点に立った、より適切な規制方策の検討を府公害対策審議会に諮問し、現在、専門的に検討が進められている。

2 移動発生源対策

自動車排出ガス中には光化学スモッグ発生の原因物質である窒素酸化物、炭化水素等が含まれている。光化学スモッグ発生の防止を図るため、国の自動車排出ガス規制の遵守徹底を図るとともに、交通規制の強化、自動車運行の自粛等の啓発など自動車排出ガス低減のための諸施策を推進している（第5章「自動車公害対策」参照）。

第2 オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策

オキシダントの緊急時については、大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱に基づくオキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策実施要領（以下「要領」という。）を定め、緊急時に対処することとし、測定網の整備、発生源に対する緊急時措置の強化、発令の通報連絡体制の円滑化を図っているところである。

1 オキシダント緊急時等の通報連絡体制

オキシダント緊急時の発令又は解除及び光化学スモッグ気象情報の通報連絡については、公害監視センターから市町村に設置されている無線警報受信機を通じて同時通報するとともに、府及び受信した市町村においては、その発令状況を関係機関、学校等に連絡し、要領に定める周知事項の徹底を図っている（図3-2-3）。

通報連絡を受けた府及び市町村の出先機関等においては、住民等に対して、旗、広報板等を掲出してオキシダント緊急時等の発令状況の周知を図っている。

緊急時対象工場に対する連絡は、公害監視センターから無線回線等により通報され、自動車の使用者及び運転者に対する運行の自主的制限の要請は、日本道路交通情報センター等を通じて行っている。

また、オキシダント緊急時等の発令及び解除の状況については、テレビ、ラジオにより直ちに住民等に通報される体制をとっている。

2 光化学スモッグ対策連絡本部の設置

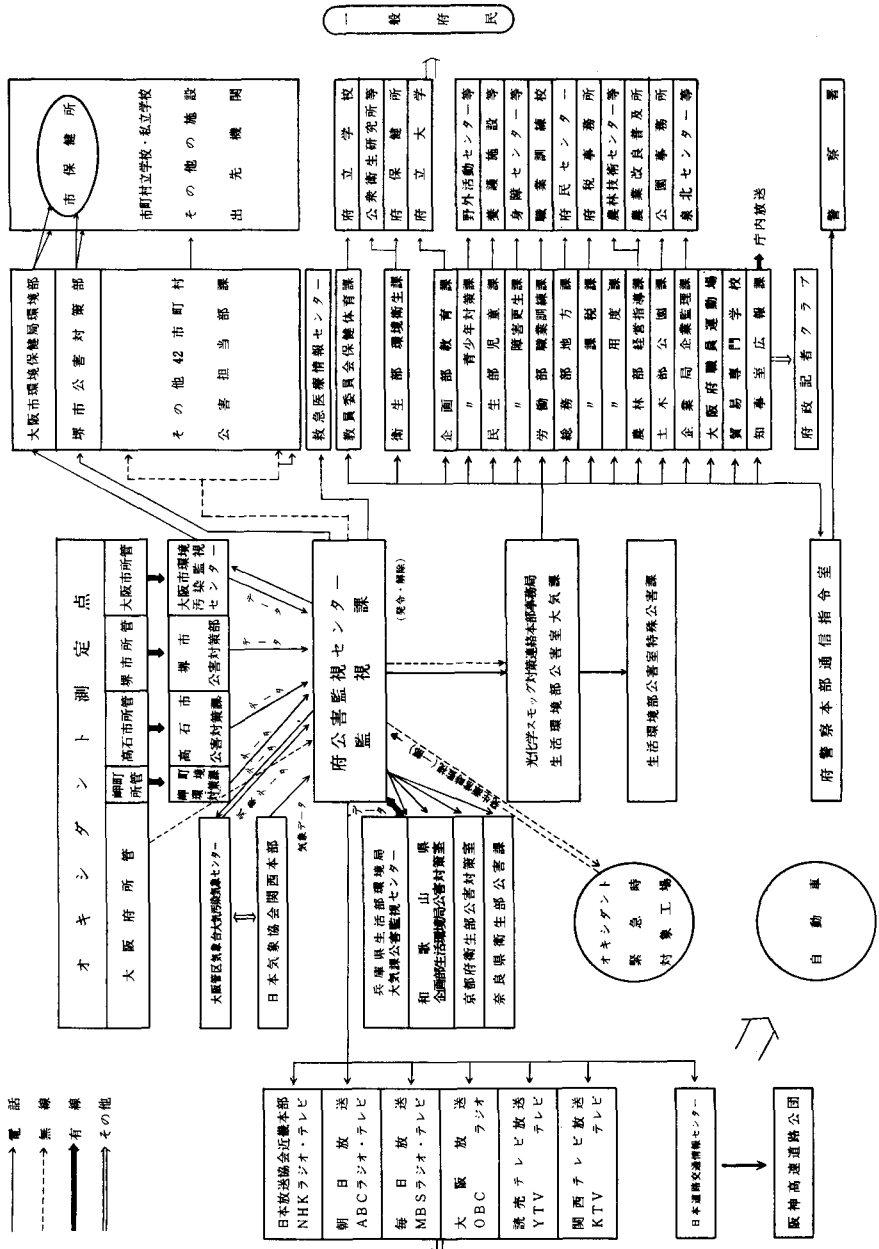
光化学スモッグ予報発令時には、公害室長を本部長とし、公害監視センター所長、公害室大気課長、同特殊公害課長、衛生部環境衛生課長及び教育委員会保健体育課長その他必要に応じ関係各部の課長を本部員とする光化学スモッグ対策連絡本部を設置するとともに、緊急時における適切な対処体制がとれるよう関係機関との調整市町村関係各部からの情報連絡の収集、報道機関に対する必要な情報の提供等を行うこととしている。

3 光化学スモッグによる被害の訴え状況のは握

学校、社会福祉施設等並びに住民から、光化学スモッグによると思われる被害の訴えの届出を受けた関係機関は、被害を訴えた者に対し適切な処置をとるとともに速やかに光化学スモッグ対策連絡本部に連絡することとなっている。

連絡を受けた光化学スモッグ対策連絡本部では、被害等の調査をする必要があると認めたときは、光化学スモッグ緊急調査班を現地に派遣する等の措置を講じることとしている。

図3-2-3 オキシダント (光化学スモッグ) 緊急時等の通報連絡経路の概要



4 固定発生源対策

オキシダント緊急時の発令時には、オキシダント緊急時対象工場等に対して要領第8条に定める措置を要請、勧告又は命令する等、光化学スモッグ発生の原因物質である窒素酸化物等の排出量の削減を図るとともに、当該緊急時における汚染の悪化の防止とその早期解消を図ることとしている。

(1) 緊急時措置の対象工場に対する措置

オキシダント緊急時発令を行った場合には、発令地域に所在するオキシダント緊急時対象工場（最大能力で排出ガスを毎時10,000Nm³以上排出する工場・事業場）に対して排出ガス量の削減等の緊急時措置の実施の要請等を行うこととしている（昭和55年度におけるオキシダント緊急時対象工場は234（うち廃棄物焼却場は33））。

このオキシダント緊急時対象工場のうち、特に排出ガスを多量に排出する19工場（昭和56年3月末現在）を特別対象工場とし、当該特別対象工場所在地域以外の地域に光化学スモッグ予報が発令された場合においても、緊急時措置として排出ガス量等の20%以上の削減を要請し、実施させることとしている。

(2) 緊急時措置の内容

オキシダント緊急時において(1)の工場等が講ずべき措置は表3-2-14のとおりである。工場等からはあらかじめ緊急時における操業度の低下、燃料使用量の削減又は良質燃料への切換え等具体的なばい煙量の減少に関する計画を届け出させている。

(3) 立入検査による措置確認

オキシダント緊急時には、公害室大気課員で編成する緊急時パトロール班が(1)の工場等に立入検査を実施し、緊急時措置の実施状況を確認している。昭和55年度において立入検査を実施した工場等は延べ30カ所であり、緊急時措置はおおむね良好になされていた。

5 移動発生源対策

(1) 緊急時の措置

オキシダント緊急時等及び光化学スモッグ気象情報の発令状況については、その都度、日本道路交通情報センターを通じて自動車の使用者等に周知徹底を図り運行の自粛を呼びかけた。

(2) 公安委員会への交通規制の要請

気象条件等により大気の汚染が急激に悪化し、人の健康又は生活環境に重大な被害を生ずるような事態が発生したときは、知事はその事態が自動車排出ガスに起因する場合には、公安委員会に対し道路交通法（昭和35年法律第100号）の規定による交通規制の措置をとることを要請するものとしているが、これまで要請基準（オキシダント濃度0.4ppm以上）に達するような大気の汚染が生じなかったため交通規制の要請は行っていない。

表3-2-14 オキシダント緊急時対象工場等における緊急時措置の内容

発令区分	1 オキシダント緊急時対象工場における措置	2 特別対象工場における措置	3 自動車の使用者若しくは運転者における措置
光化学スモッグ予報	操業に当たって排出ガス量又は窒素酸化物排出量が通常時より減少するよう配慮するとともに注意報の発令に備えて注意報の措置が行える体制をとること。	工場全体からの排出ガス量又は窒素酸化物排出量が通常時の20%以上削減されるよう燃料の使用量の削減、操業度の低下などを行うこと。	不要不急の自動車を使用しないこと。
光化学スモッグ注意報	工場及び事業場全体からの排出ガス量又は窒素酸化物排出量が通常時の20%以上削減されるよう燃料の使用量の削減、被焼却物の投入量の削減、操業度の低下などを行うこと。	予報に引き続き排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期するとともに、警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとること。	不要不急の自動車を使用しないこと。 発令地域への運行を自粛すること。
光化学スモッグ警報	注意報に引き続き排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期するとともに、重大緊急警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとること。	工場全体からの排出ガス量又は窒素酸化物排出量が通常時の40%以上削減されるよう、燃料の使用量の削減、操業度の低下などを行うこと。	自動車の使用を避けること。 発令地域における運行を避けること。
光化学スモッグ重大緊急警報	工場及び事業場全体からの排出ガス量又は窒素酸化物排出量が通常時の40%以上削減されるよう、燃料の使用量の削減、被焼却物の投入量の削減、操業度の低下などを行うこと。	警報に引き続き排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期すること。	自動車の使用を避けること。 発令地域における運行をしないこと。 府警察本部が実施する緊急時の交通規制を守ること。

(注) 発令区分については、表2-1-20オキシダント（光化学スモッグ）の緊急時発令基準を参照。

第6節 悪臭防止対策

第1 悪臭物質の排出規制

悪臭の規制については、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）により、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド及びスチレンの8物質が規制対象物質となっており、府においては、大阪市を除く府下全域を規制対象地域として指定し、国の定める規制基準の範囲のうち最も厳しい値を規制基準値として定めている（昭和48年大阪府告示第507号、昭和52年大阪府告示第422号）。

悪臭に係る規制権限は、同法施行令（昭和47年政令第207号）により、府下全市町村長に委任されているが、対象物質は府公害防止条例の有害物質としても規制しているので市町村担当職員と協力して対象事業場に対する取締り、指導に当たっている。

第2 屋外燃焼行為の規制

ゴム、皮革、ピッチ、合成樹脂などその燃焼に伴って多量にばい煙、悪臭を発生させる物質を屋外において多量に燃焼させる行為は、悪臭防止法及び府公害防止条例により規制されている。

近年、建設廃材、粗大ごみなどをいわゆる野焼きの状態で、大量に屋外での焼却処分が行われる傾向があり、地域の環境に好ましくない影響をもたらしている。

昭和55年度における屋外燃焼行為による苦情発生状況は表3-2-15のとおりであり、これらについて、市町村と協力し、その防止・指導に努めた。

表3-2-15 屋外燃焼行為による苦情発生状況

地域	物質	ゴム	皮 ピ ッ チ	合成樹脂	木 材	そ の 他	合 計
大 阪 市		5	0	29	42	24	100
北 大 阪 地 域		3	1	24	41	33	102
東 大 阪 地 域		6	2	37	96	21	162
南 大 阪 地 域		4	0	10	23	17	54
泉北・泉南地域		11	0	21	38	28	98
合 計		29	3	121	240	123	516

(注) 1 各市町村において受理した苦情件数である。

2 地域の区分は次のとおりである。

- (1)北大阪地域：豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
- (2)東大阪地域：守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市
- (3)南大阪地域：富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、狭山町、美原町
- (4)泉北・泉南地域：堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、阪南町

第7節 関西電力発電所に対する規制

府域に所在する関西電力株式会社の全発電所（春日出・大阪発電所…大阪市、堺港・三宝発電所…堺市、多奈川・多奈川第二発電所…泉南郡岬町）に対する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等に対する規制については、多奈川第二発電所（60万kw 2基、合計出力120万kw）の建設問題を端緒として府と同社の間において締結した公害等防止協定（昭和49年5月6日締結）並びに岬町と同社が締結した協定（昭和49年5月2日締結）において、府公害防止条例に定める各種の規制基準値に上乗せした基準値を定めるとともに、総量規制としての汚染物質排出総量の制限などの措置を講じている。

昭和49年8月に建設着工した多奈川第二発電所については、昭和52年7月に第1号機（60万kw）が、同年8月に第2号機（60万kw）がそれぞれ操業を開始している。

他方、多奈川発電所1号機（7万5,000kw）及び2号機（7万5,000kw）については、昭和54年4月1日から稼働を停止している。

なお、昭和49年5月、府と同社において締結した公害等防止協定は、大気の広域汚染を防止するため、府下発電所ごとの窒素酸化物等汚染物質排出総量を制限するとともに、これを遵守させるため燃料使用量及び発電所の利用率の制限を定めている。当時としては、脱硝装置等の技術は、未だ開発途上にあり、また、発生源の常時監視システムが未整備であったため、排出総量を遵守させるためには、これと相関関係にある燃料使用量の制限等が有効な方策と考えられたからである。

しかし、その後窒素酸化物低減対策としての脱硝装置等の開発が進み、最近では実用化段階に達しており、また、汚染物質排出量については、発生源モニターシステムの設定により常時監視が行なわれることになった。

このような状況を勘案して、昭和55年3月、脱硝装置等を導入した発電所については、府がその内容を調査し、汚染物質排出総量の制限を遵守できることが確実と認め

た場合に限り、燃料使用量及び発電所の利用率の制限を適用しないこととし、その旨、公害等防止協定の特例として、新たに「多奈川第二発電所の建設に伴う公害等防止協定に定める燃料使用量及び発電所の利用率に関する協定」を締結した。

昭和55年度においては、脱硝装置等を導入した春日出、大阪、堺港及び三宝の4発電所について、その効果等を確認した上で、この協定の適用を承認した。

脱硝装置等を導入した発電所については、今後とも汚染物質排出量が公害等防止協定に違背することのないよう嚴重に監視を続けていく。

1 公害等防止協定の遵守状況

関西電力株式会社からは毎月、各発電所ごとに燃料使用量、汚染物質の排出濃度、排出量等について報告を求めるとともに、公害等防止協定第5条の規定に基づき、毎年4月末日までにその前年度における同協定の遵守状況並びに当該年度において講じようとする公害等の防止に関する措置を記載した関西電力公害等防止計画書を提出させることとしている。

昭和55年度における公害等防止協定に定める汚染物質排出量等の主要項目に係る遵守状況についての概要は表3-2-16のとおりである。

2 発生源モニターシステムによる監視測定

府においては、関西電力株式会社の全発電所における公害等防止協定の遵守状況の監視を確実にを行うため、関西電力発生源モニターシステムを整備している。これは、同社の全発電所に設置された排出濃度等の自動測定記録装置をテレメーターにより公害監視センターに直結するもので、昭和51年10月から本格的に作動している。

これにより同社の発電所の全ボイラーの運転に伴う硫酸酸化物及び窒素酸化物の排出濃度、排出ガス中の残存酸素濃度、発電電力量等の発生源データを集中的に即時に監視している。

3 立入検査等の実施状況

公害等防止協定に定める硫酸酸化物等の汚染物質排出量、発電所ごとの利用率等の確認については、岬町を始め関係市の担当職員と協力して立入検査を実施し、使用燃料中の硫黄含有率の検査、汚染物質排出濃度の実測等を行うことにより、1の報告内容及び2の発生源モニターの作動状況等を検査確認することとしている。

4 環境濃度の常時監視

多奈川発電所及び多奈川第二発電所の操業に伴う岬町地域における大気汚染に係

る環境濃度の状況を常時監視するため、岬町においては8局の大気汚染測定局（うち岬町役場局は公害監視センターとテレメーターで直結されている。）を設置し、テレメーターシステムにより運営している。

表3-2-16 関西電力発電所の公害等防止協定遵守状況（昭和55年度）
 (1) 汚染物質排出量等の状況（大気関係）

区分	発電所	協定値 (年間)	実												昭和55年度計 比率(協定値比)		
			昭和55年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	昭和56年1月	2月	3月			
硫黄酸化物 排出量 (トン)	多奈川	800	1.8	停止中	5.4	6.5	4.6	8.4	6.1	16.9	33.0	12.6	23.3	15.5	134.1	17	
	多奈川第二	3,020	104.8	104.2	127.3	150.2	166.9	162.6	191.2	202.8	178.0	173.4	145.4	104.0	1,811.3	60	
	堺港	3,720	96.7	116.7	159.9	150.2	142.0	67.3	145.9	197.9	297.3	225.2	160.6	137.2	1,896.9	51	
	三宝	470	停止中	2.3	22.6	16.9	4.2	7.8	26.1	26.9	34.9	15.1	18.3	14.2	189.3	40	
	大阪市内	2,620	47.6	56.8	55.1	56.0	58.5	54.6	73.2	100.5	150.8	76.1	101.7	74.6	905.5	35	
合計	10,630	250.9	280.0	370.3	380.3	376.2	300.7	442.5	545.0	694.0	502.4	449.3	345.5	4,937.1	-		
黄酸化物 排出量 (トン)	多奈川	1,050	2.3	停止中	6.9	7.5	5.5	10.4	7.8	24.3	48.8	18.4	13.4	5.1	150.4	14	
	多奈川第二	2,240	80.8	82.0	101.5	116.8	140.2	129.0	142.7	152.3	180.0	149.0	118.3	97.2	1,489.8	67	
	堺港	4,860	254.0	173.4	202.1	206.1	219.1	177.5	201.6	222.4	229.9	221.2	205.3	212.2	2,587.8	53	
	三宝	360	停止中	2.1	18.6	13.9	3.4	6.2	22.3	23.3	27.9	12.0	14.7	11.3	155.7	43	
	大阪市内	2,750	86.2	84.9	74.1	66.1	49.2	56.4	86.3	121.0	166.7	89.3	81.6	62.2	1,024.0	37	
合計	11,260	423.3	342.4	403.2	410.4	417.4	379.5	460.7	543.3	716.3	489.9	433.3	388.0	5,407.7	-		
燃料 硫黄分 (%)	多奈川	0.12	0.11	停止中	0.10	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	83
	多奈川第二	0.12	0.10	0.10	0.10	0.11	0.10	0.09	0.10	0.10	0.07	0.10	0.09	0.10	0.09	75	
	堺港	0.12	0.04	0.08	0.08	0.06	0.04	0.02	0.05	0.06	0.08	0.07	0.05	0.05	0.05	42	
	三宝	0.20	停止中	0.13	0.12	0.13	0.14	0.14	0.12	0.13	0.14	0.14	0.13	0.14	0.13	65	
	大阪市内	0.19	0.08	0.09	0.08	0.10	0.10	0.09	0.08	0.08	0.09	0.09	0.10	0.10	0.09	47	
利用率	多奈川	34	0.1	停止中	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.9	1.9	0.7	1.3	0.9	7.5	22	
燃料 使用量 (10 ³ kcal)	多奈川	56	2.4	2.5	3.0	3.3	3.9	4.0	4.5	4.8	5.7	4.2	3.6	2.4	44.3	79	
	多奈川第二	370	1.0	停止中	3.2	3.5	2.4	4.7	3.2	9.3	17.9	7.1	13.0	8.4	73.7	20	
	堺港	1,400	56.7	61.5	74.9	81.8	95.9	99.0	107.9	115.7	134.4	101.1	86.7	58.4	1,074.0	77	
	三宝	1,400	56.7	61.5	74.9	81.8	95.9	99.0	107.9	115.7	134.4	101.1	86.7	58.4	1,074.0	77	
	大阪市内	1,400	56.7	61.5	74.9	81.8	95.9	99.0	107.9	115.7	134.4	101.1	86.7	58.4	1,074.0	77	

(参考) 多奈川第二発電所の建設に伴う公害等防止協定に定める燃料使用量及び発電所の利用率に関する協定書の適用を承認した発電所の利用率及び燃料使用量

区分	発電所	協定値 (年間)	実												昭和55年度計
			昭和55年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	昭和56年1月	2月	3月	
利用率 (%)	堺港	-	3.3	1.9	2.8	3.4	4.2	4.0	4.0	4.7	5.3	4.0	3.9	3.8	45.3
	三宝	-	停止中	0.3	3.0	2.2	0.5	0.9	3.6	3.6	4.2	1.8	2.3	1.8	24.2
	大阪市内	-	1.7	1.7	1.8	1.6	1.5	1.7	2.4	3.6	4.7	2.4	2.9	2.9	28.1
燃料 使用量 (10 ³ kcal)	堺港	-	142.5	84.8	118.7	149.8	184.9	170.8	175.5	195.0	223.9	173.6	169.4	161.2	1,950.1
	三宝	-	停止中	1.0	10.4	7.2	1.7	3.1	12.1	11.9	13.9	6.1	7.6	5.9	80.9
	大阪市内	-	33.6	34.7	37.4	32.5	32.4	34.8	49.8	71.8	92.7	48.6	57.0	42.8	568.1

(注) 本表は関西電力公害等防止計画書（昭和56年4月）から作成した。(2)及び(3)の表について同じ。

(2) 多奈川地区発電所の一般排水口における排水の状況（水質関係）

ア 通常運転時の排水

項目 発電所 基準等 区分	協定値		実績値				
	多奈川地区発電所		多奈川発電所			多奈川第二発電所	
	排水基準	汚濁負荷量 (kg/日)	No.1 排水口 排出濃度	No.2 排水口 排出濃度	汚濁負荷量 (kg/日)	最終排水口 排出濃度	汚濁負荷量 (kg/日)
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上 8.6以下	—	6.6~8.3	6.8~7.5	—	6.9~8.2	—
化学的酸素 要求量 (COD)	最大15mg/l 平均10mg/l 以下	25以下	4 1	5 1	1	8 1	4
浮遊物質 量 (SS)	最大20mg/l 平均15mg/l 以下	37以下	5 1	7 1	2	8 1	3
ノルマルヘキサン 抽出物質量 (油分)	1mg/l以下	2以下	0.2 0.1	0.1 0.1	0.1	0.2 0.1	0.1

イ 通常運転時以外の排水

測定項目	発 電 所		多 奈 川 発 電 所		多 奈 川 第 二 発 電 所	
	期 間	排 出 理 由 単 位	昭55.9.16	56.2.3	55.4.9	55.4.11
			～17	～4	～10	～12
			4号機定期検査時の機器洗浄	3号機定期検査時の機器洗浄	1号機定期検査時の空気を熱洗浄	1号機定期検査時の電気式集じん装置洗浄
水素イオン濃度 (pH)	—	7.1	7.0	8.3	8.1	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	2	1	ND	2	
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	2	2	ND	1	
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	1	1	ND	2	
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/ℓ	0.1	0.3	ND	ND	
銅	mg/ℓ	ND	ND	ND	ND	
亜鉛	mg/ℓ	ND	ND	ND	0.02	
溶解性鉄	mg/ℓ	ND	ND	ND	ND	
溶解性マンガン	mg/ℓ	ND	ND	ND	ND	
カドミウム	mg/ℓ	—	—	—	—	
シアン	mg/ℓ	—	—	—	—	
有機リン	mg/ℓ	—	—	—	—	
鉛	mg/ℓ	ND	ND	ND	ND	
六価クロム	mg/ℓ	—	—	—	—	
砒素	mg/ℓ	ND	ND	ND	ND	
水銀	mg/ℓ	ND	ND	ND	0.0	
アルキル水銀	mg/ℓ	—	—	—	—	
フェノール	mg/ℓ	—	—	—	—	
クロム	mg/ℓ	—	—	—	—	
弗素	mg/ℓ	—	—	—	—	
大腸菌群数	個/cm ³	—	—	—	—	
ほう素	mg/ℓ	0.1	0.2	0.1	0.2	
P C B	mg/ℓ	—	—	—	—	

(注) NDとは定量下限値以下をいう。

(3) 多奈川地区発電所の騒音・振動実測結果

ア 騒音

測定日時		昭 55. 5.23 22°05' ~23°15'	55. 8.25 22°33' ~23°29'	55.11.19 22°06' ~23°15'	56. 2.25 22°20' ~23°31'
発電所の 運転 状況	多奈川	1,2,3,4u休転	1,2,3,4u休転	3u運転 1, 2, 4u休転	4u運転 1, 2, 3u休転
	多奈二	1u休転 2u運転	1, 2u運転	1, 2u運転	1u運転 2u休転
合計出力 (MW)	多奈川	0	0	57	59~60
	多奈二	297~304	529~533	596~676	378~397
風向・風速 (m/s)		— 0	— 0.3	西~南西 0.2~0.3	西北西 6.0~7.8
測定点 及び 測定値 (ホン)	1	43	45	45	49
	2	43	45	48	47
	3	42	46	48	47
	4	39	41	43	53
	5	43	47	46	51
	6	35 以下	37	38	51
	7	35	51	37	47
	8	39	40	42	51
	9	37	35	42	48
	10	35	45	35 以下	42

(注) 1 各測定値は中央値を示す。

2 1u, 2uとは、それぞれ1号機、2号機を示す(イの表について同じ)。

イ 振 動

測定日時		昭 55. 5. 23 22° 12' ~ 23° 22'	55. 8. 25 22° 40' ~ 23° 35'	55.11.19 22° 13' ~ 23° 23'	56. 2. 25 22° 30' ~ 23° 40'		
発電所の 運転 状況	多奈川	1, 2, 3, 4 u 休転	1, 2, 3, 4 u 休転	3 u 運転 1, 2, 4 u 休転	4 u 運転 1, 2, 3 u 休転		
	多奈二	1 u 休転 2 u 運転	1, 2 u 運転	1, 2 u 運転	1 u 運転 2 u 休転		
合計 出力 (MW)	多奈川 多奈二	0 297~304	0 529~533	57 596~676	59~60 378~397		
測定 点 及 び 測 定 値 (mm/s)	2	上 下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.02	
		水 平	平行	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01
			垂直	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01
	3	上 下	0.01以下	0.01以下	0.01	0.02	
		水 平	平行	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.02
			垂直	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01
	6	上 下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.02	
		水 平	平行	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
			垂直	0.01	0.01以下	0.01以下	0.01以下
	7	上 下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	
		水 平	平行	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
			垂直	0.01	0.01以下	0.01以下	0.02
	8	上 下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.02	
		水 平	平行	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
			垂直	0.01	0.01以下	0.01以下	0.01以下